

TOPICS

障害者差別解消に関する取組事例（自治体）

長野県上小圏域における相談体制構築の取組

長野県では10の圏域を設置しており、そのうちのひとつである上小圏域は、近隣の4市町村（上田市・東御市・長和町・青木村）で構成されている。上小圏域では障害者差別解消に関する取組として各市町村に相談窓口を設置するとともに、圏域単位の障害者差別解消支援地域協議会を設置し、域内での相談事案の検討や共有等を進めることにより、圏域全体での相談体制を構築している。

1. 圏域内各市町村における相談対応の実施体制

障害者差別解消に関する相談窓口は圏域の4市町村にそれぞれ直営で設置されており、相談の受付と解決に向けた取組（必要な場合には紛争解決に向けた調整）等を行っている。

各市町村における相談窓口のほか、障害者総合支援法に基づき長野県から上小圏域に委託設置されている基幹相談支援センターにおいても障害者差別に関する相談対応を行っている。

2. 相談員の配置・育成の取組

4市町村における相談員は主に障害福祉課の職員が担当しており、専門職の資格を持つ職には社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事がいる。市町村の相談窓口担当者は数年ごとに入れ替わり、経験値の高い人材が継続して相談対応を担うことができないため、基幹相談支援センターとの合同研修会を年度当初に実施するなどの取組を通じて、市町村担当者の相談対応力の向上を目指している。

3. 相談対応の流れ

圏域内の各市町村における相談対応は、主に、①相談の受付、②課内の上司に報告し課内で検討、③相談者及び相手方への事実確認、④解決に向けた相手方への説明と合意、⑤相談者に回答する、という流れとなっている。一連の対応に当たっては後述の「上小圏域障がい者自立支援協議会」で作成された共通の受付票等を用いることとし、個人情報等に留意しつつ圏域内での共有を行っている。共通の書式を用いることにより、相談対応に係る圏域内での市町村格差が生じるのを防ぐとともに、同書式により相談受付、支援計画、その後の評価まで行うことで、支援業務のスキルアップが図られている。

また、個別の対応の際には相談者と相手方双方と綿密にコミュニケーションを図るように努めるとともに、相談事案を検討する支援会議に基幹相談支援センターが同席し、相談内容の把握と対応について多角的に検討することで解決に至る方法を探ることとしている。特に相手方への説明を丁寧に行うことにより、理解を求めることを解決への重要なポイントとしている。

4. 圏域における会議体の組織構成

上小圏域では、障害のある方の福祉・医療・保健・就労・教育等に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業を始めとした上小圏域全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として「上小圏域障がい者自立支援協議会」（以下「自立支援協議会」という。）を設置している。同協議会が上小圏域における障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）としての機能を兼ねており、前述の各市町村における相談対応で解決できない事案を本協議会で協議することにより、圏域全体での事案解決が図られている。以下、自立支援協議会内における組織構成について示す（以下の各会議の関係については図1を併せて参照）。

（1）事務局会議

自立支援協議会の事務局担当者である上小圏域障害者総合支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）職員等で構成される毎月開催の会議であり、障害者差別に関する相談に係る状況報告や検証等の機会を設定し協議するとともに、適時市町村相談の協議にも参加している。

（2）運営委員会

自立支援協議会の企画・運営機能を担っており、圏域内各市町村の担当係長や基幹相談支援センター職員等で構成されている。同委員会は障害者差別に関する相談事案の協議・検討・共有や、障害者差別解消法に係る啓発活動の企画等を任務とする「権利擁護委員会」（地域協議会の実務者会議）の機能障害者差